

広島県告示第八百三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

令和八年七月十六日

広島県知事 横 田 美 香

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	解 除 し た 事 務	解除した年月日
西部県税事務所東広島分室 不動産評価課に所属する次の職員 羽原 泰江	当該出納員の所属する当該機関の所掌に属する旅費（当該出納員の所属する当該機関の他の出納員の分掌事務に係るものを除く。）のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認	令和八年六月三〇日